

受験申請書取扱い団体 各位

公益財団法人安全衛生技術試験協会
中国四国安全衛生技術センター
所長 榎野順三
(公印省略)

労働安全衛生法に基づく各種免許試験手数料の改正に係る
お知らせとお願いについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの免許試験業務の運営に当たり、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づく各種免許試験の手数料につきましては、令和 5 年 1 月 18 日付け「労働安全衛生法手数料例の一部を改正する政令」(令和 5 年政令第 9 号)により、本年 4 月 1 日から施行され、その料金が改正されることになりました。

改正の内容につきましては、当協会のホームページ(下記 1)に掲載しております。また、当センター実施の各種免許試験の新料金への適用の詳細につきましては、当センターのホームページの「お知らせ欄」(令和 5 年度の試験案内(学科・実技))(下記 2)をご確認ください。

改正された免許試験手数料での受験申請受付が始まる本年 4 月から、さらに実際に改正された当該手数料で試験が実施される 6 月以降において混乱が生じないよう受験申請者様等への周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 試験手数料変更のリーフレット(別添資料 1 参照)
https://www.exam.or.jp/asscn/info_202301182.pdf
- 2 中国四国安全衛生技術センターホームページ(トップ画面)(別添資料 2 参照)
<https://www.chushi.exam.or.jp>